

教育訓練給付制度は、労働者の雇用の安定及び就職の促進を目的とするものであり、教育訓練給付対象講座の受講開始時点で、雇用保険の被保険者である者又は被保険者であった者が対象となる。

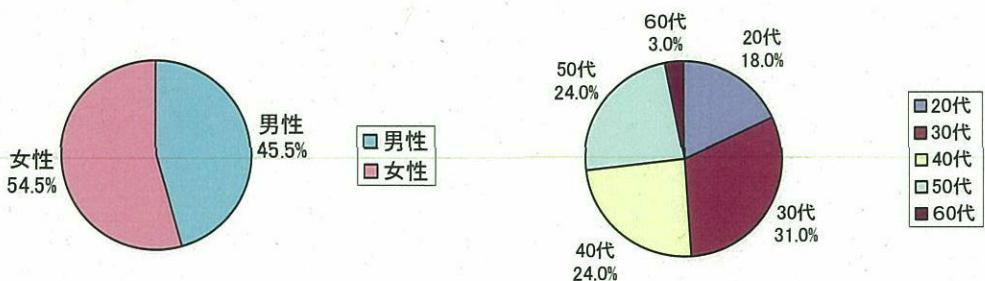
このため、以下の教育訓練給付制度利用者の受講講座の内容等については、①受講開始時点での在職中の者と②受講開始時点で離職中の者の2つの類型に分けて記述している。

1 受講開始時点での在職中の利用者

(1) 性別・年齢

性別は、男性45.5%、女性54.5%であり、若干女性の割合が高い。

年齢別は、20代が18%、30代が31%、40代及び50代が24%と、60代を除き、若年層から壮年層まで広く利用されている。



(2) 受講講座の内容

情報関係（情報処理技術者、パソコン・OA機器操作講座等）が39.4%と最も割合が高く、社会福祉・保健衛生関係（ホームヘルパー、社会福祉士等）の15.2%、専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等）の14.7%が続いている。

